【プレスリリース】

2026 年 11 月 26 日

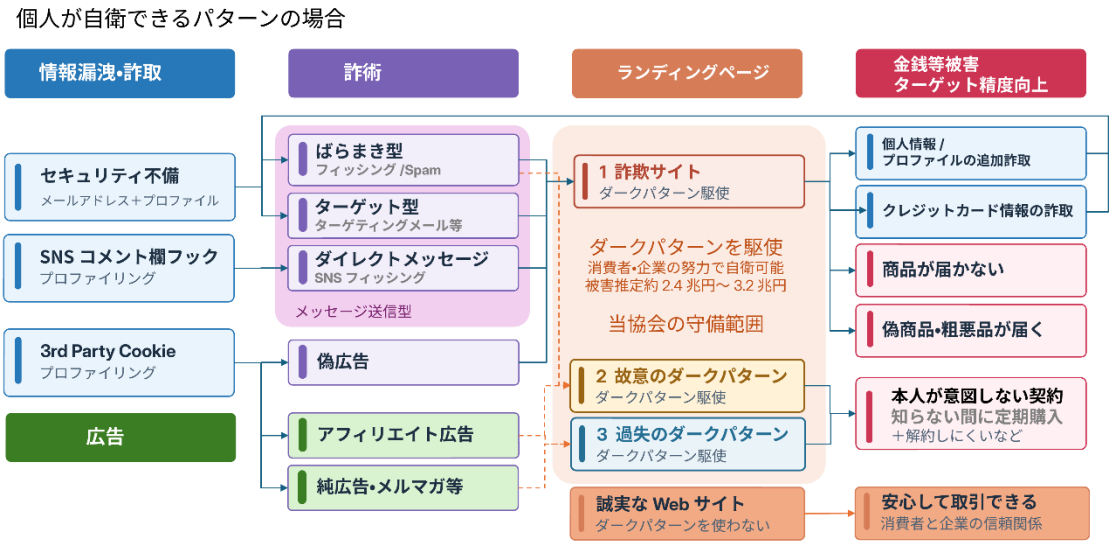
報道関係者各位

一般社団法人 ダークパターン対策協会

急増する個人情報漏えい後のダークパターンによる二次被害リスクに警鐘
NDD 認定制度開始から 1 年で 3 社が認定取得、官・民の取り組みが加速
全国家庭電気製品公正取引協議会がダークパターン対策方針を発表、NDD 認定の普及へ

一般社団法人ダークパターン対策協会（以下、当協会）は、2026 年 11 月 26 日（木）、東京都内で「ダークパターン被害防止に向けた官民の取り組み発表会」を開催し、相次ぐ個人情報漏えいを背景に懸念される、ダークパターンの悪用による二次被害のリスクについて発表します。また、「NDD（Non-Deceptive Design）認定制度」の運用開始から 1 年を迎え、3 社が認定を取得した成果と今後の展望を報告するとともに、ダークパターン対策を巡る消費者庁の取り組みや、業界団体・民間企業で進む自主的な取り組みを紹介します。

発表会では、消費者庁が、定期購入への誘導や解約の問題などを巡る特定商取引法等の改正に向けた検討を含め、ダークパターン対策の取り組みについて説明するほか、オンラインショッピングが増加する年末商戦期を前に、昨今相次ぐ個人情報漏えいとダークパターンを組み合わせた手口による二次被害のリスクを説明することで消費者への注意喚起を行います。また、企業側の取り組みとして公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下、家電公取協）が、家電業界としてのダークパターン対策方針を発表し、会員企業への啓発や「NDD 認定」の普及に取り組むことを明らかにします。また、民間の自主的な取り組みとして、先行して NDD 認定を取得した日本生命保険相互会社が、認定取得の背景や企業が取り組む社会的意義について語ります。



図：個人情報漏えい・詐取から金銭等被害に至る経路例（ダークパターン対策協会作成）

1. 個人情報漏えいから二次被害へ――想定される被害の全体像

昨今、サイトのセキュリティやシステムの脆弱(ぜいじゃく)性が問題視され、企業などからの個人情報漏えいが相次ぐ中、流出した情報が第三者に悪用され、フィッシングメールや偽広告、偽サイトなどへの誘導に使われるリスクが懸念されています。誘導先に、消費者の判断を誤らせる表示や、意図しない契約・情報提供を促すダークパターンが組み込まれている場合、金銭被害やさらなる個人情報の詐取につながる恐れがあります。

こうした二次被害には、免許証の不正利用による本人へのなりすましなど、個人では防げないものがある一方、個人の注意で防げるものもあります。典型的なのは、メールアドレスや氏名が漏れた後、フィッシングメールが送られ、さらなる個人情報やクレジットカード情報の詐取、詐欺サイトへの誘導が図られるケースです。メール内のリンクを直接クリックしないことが、被害を入り口で防ぐ最も効果的な対策となります。

具体的には、昨今の個人情報漏えい頻発を逆手にとって証券会社をかたり、セキュリティ強化の目的で期限までにパスキーを登録しないとログインや取引ができなくなると通知して、偽のログイン画面に誘導する手口や、宿泊予約サイトの情報漏えいのケースでは実際の宿泊予約情報を用いて正規の連絡を装い、予約の維持を理由に短時間での確認を迫ってクレジットカード情報の入力を求める手口などがあります。いずれも、消費者を焦らせ、冷静な判断を妨げる「緊急性のダークパターン」を悪用したものです。

当協会は、ダークパターンによる二次被害を防ぐためには、消費者への注意喚起に加え、安心して利用できる Web サイトを社会全体で増やしていくことが重要だと考えています。その取り組みの一つが、ダークパターンを用いない誠実な Web サイトを第三者が審査・認定する「NDD 認定制度」です。認定取得企業の拡大を通じて、消費者が誠実な Web サイトを見分け、安心して選択できる環境を整えることで、ダークパターンによる被害の未然防止を目指します。

当協会は今回、個人情報漏えいとダークパターンを悪用した二次被害との関係を「起こり得る経路」の例として整理しました（図参照）。

※情報漏えいそのものとダークパターン被害は同一ではなく、全ての漏えい事案がこの経路をたどることを意味するものではありません。また、NDD 認定制度は個人情報漏えいそのものを防止するものではありません。

2. 年末商戦期に向けた注意喚起「隠れダークパターン」とは

ダークパターンとは、Web サイトやアプリなどで消費者を意図しない購入・契約、個人情報の提供などに誘導する表示や仕組みを指します。当協会が 2026 年 8 月に発表した調査では、ダークパターンによる国内の消費者被害額は年間約 2.4 兆～3.2 兆円と推計※され、国内 BtoC-EC 市場の約 1 割に相当する規模です。推計額の最大値で比較すると、2024 年の調査から約 2 倍に拡大しています。これはダークパターン全般による被害の推計であり、個人情報漏えいを起点とした二次被害のみの金額ではありません。

※一般社団法人ダークパターン対策協会「ダークパターンに関する意識・実態調査（2026 年 8 月発表）」より

中でも、ダークパターンによる金銭被害の 8 割以上を占めるのが、「知らない間に定期購入になっていた」と「やめようとしても解約しにくい」という手口の組み合わせです。購入時には分かりにくく、解約時には手続きが難しいという、入口と出口の両方に対策が必要です。

ダークパターンによる金銭被害が生じる Web サイトには、①商品が届かないなど明らかな犯罪行為を行う詐欺サイト、②売上を上げるために意図的にダークパターンを活用する悪質なサイト、③悪意はないものの意図せずダークパターンを使ってしまっているサイトの 3 種類があります。③のように、企業が意図せず消費者に誤解を与えてしまうものが「隠れダークパターン」です。当協会は、①②は法律による取り締まりが必要である一方、③は経営者が問題に気付き、誠実なサイト運営を心掛けることで被害を減らすことができると考えています。消費者への注意喚起だけでは防ぎ切れない問題もあることから、商品・サービスを提供する企業や業界団体による自主的な点検・改善が重要です。

当協会は、ブラックフライデーやボーナス時期、クリスマス、年末年始とネットショッピングの利用が増える年末商戦期に向け、消費者に対し以下の点への注意を呼び掛けます。併せて、安全・安心な取引環境を整えるべく、誠実にサイトを運営する企業に対し、自社サイトの自主的な点検・改善と NDD 認定の取得を呼び掛けます。

個人で自衛できること

・メールやメッセージ内のリンクは直接クリックせず、公式アプリや登録済みのブックマークから確認する

・「特定商取引法に基づく表記」で、事業者名、代表者、所在地、連絡先など身元が明らかかどうかを確認する

・支払総額、定期購入かどうか、解約方法・条件、返品条件を購入前に確認する

・「No.1」表示や「在庫残りわずか」、カウントダウンタイマーなどの表示をうのみにせず、表示の根拠を確かめ、焦って決めない

・不審に感じたら、そのサイトでは取引しない

・広告・商品説明ページ、最終確認画面・利用規約、購入後の画面を保存する

・被害に遭った場合は消費者ホットライン「188」に相談し、気付いた手口は当協会のダークパターン・ホットラインに情報提供する。カード情報や送金の被害は、カード会社・金融機関にもすぐに連絡する

3. 行政・業界団体・企業の取り組み最新動向

■消費者庁：被害の実態と行政の取り組み

消費者庁 取引対策課長の加来芳郎氏が、2026 年 9 月に公表された「デジタル取引・特定商取引法等検討会」の中間取りまとめをもとに、ダークパターン対策に関する制度整備の方向性について説明します。中間取りまとめでは、虚偽の在庫・カウントダウン表示や過度に複雑な解約手続など、広告・契約・解約の各場面における規律や、変化の早いダークパターンにも柔軟に対応できる一定程度包括的な規律を検討

すべきとの方向性が示されました。あわせて、制度整備や法執行に加え、事業者の自主的な取り組みの促進や消費者教育を組み合わせ、官民一体となって取り組む必要性が示されています。

■家電公取協：家電業界のダークパターン対策方針と今後の取り組み

家電メーカー33 社や全国の電機商業組合、家電量販店など 94 会員で構成される公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会 本部事務局長の内田浩氏が、家電業界としてのダークパターン対策方針を発表します。

家電の価値が「モノ」から「サービス・サポート」へと広がる中、延長保証や家電のサブスクリプション、オンライン契約など、契約条件や料金、解約方法を分かりやすく伝えることの重要性が高まっています。家電公取協は、公正競争規約の運用で培ってきた「正しい表示」の取り組みをオンラインの画面や長期契約にも展開します。家電の取引に即したダークパターンの研究、会員企業・消費者への啓発、NDD 認定の普及を 3 つの柱とし、当協会と連携して会員企業への受審案内や受審促進策の立案・推進に取り組みます。これらを通じて、家電業界に対する消費者の安心感と信頼の向上を目指します。

■日本生命：NDD 認定取得の背景と実践事例

日本生命保険相互会社は、2026 年 7 月、「ニッセイ傷害保障付積立保険（ちょこつみ）」と「ニッセイみらいのカタチ年金保険（スマホ年金）」のオンライン申し込み画面について、NDD 認定を取得しました。トークセッションでは、同社情報資産管理室 室長の長﨑靖氏が、認定取得の背景や、情報資産管理室が中心となり関係部門と連携して進めた、購入前の最終確認画面と、画面を適切に管理・確認するための組織的な体制の確認など、具体的な取り組みを紹介します。進行を務める当協会の岡田淳理事と共に、企業が意図せず生じさせる「隠れダークパターン」に第三者の視点も取り入れ、利用者目線で継続的に点検・改善することの重要性や、業界を代表する企業が率先して取り組むことで、自主的な対策が他企業や業界全体へ広がっていくことの社会的意義について意見を交わします。

■NDD 認定制度について

当協会が運営する NDD 認定制度は、有識者や事業者と共に策定した「ダークパターン対策ガイドライン」に基づき、消費者を欺く設計を行わない誠実な Web サイトを第三者として審査・認定し、「NDD 認定マーク」を付与する制度です。ユーザーが安心して Web サービスを利用するための判断材料を提供するとともに、事業者にとっては自社の信頼性を可視化する指標となります。認定マークは取得年数に応じてステータスが変わり、初年度はブロンズ、2 年目はシルバー、3 年目以降はゴールドが付与されます。

制度開始から 1 年で、フォーラムエイト（EC サイト）、日本生命保険相互会社（「ちょこつみ」「スマホ年金」）、マイナビ（「マイナビ学生の窓口」）の 3 社が認定を取得しました。認定の対象は各社の対象 Web サイト・画面等であり、各社の全ての Web サイトが認定されているわけではありません。また、3 社に続き、食品、飲料、チケットなど消費者に身近な分野の企業でも、自己審査や導入の検討が進んでいます。

当協会は、特定商取引法等の改正検討など法規制による不当な手口の抑止（ハードロー）と、ガイドラインや NDD 認定に基づく企業の自主的な取り組み（ソフトロー）の両面から、ダークパターン被害の削減を目指します。NDD 認定マークが、消費者にとって誠実な Web サイトを見分ける目印となるよう、引き続き大企業や消費者によく知られたブランド、影響力のある業界に参加を呼び掛け、消費者が安心して選択できるネット取引環境づくりを進めます。なお、NDD 認定は対象 Web サイトの設計・表示を審査するものであり、詐欺や情報漏えいなどのあらゆるリスクを防ぐものではありません。また、認定を取得していないことのみをもって、その Web サイトが悪質であることを意味するものではありません。

■協会について

名称：一般社団法人ダークパターン対策協会
所在地：〒101-0041　東京都千代田区神田須田町 1 丁目 7 番 8 号　VORT 秋葉原Ⅳ-2F
電話番号：03-6683-6099　※対応時間は平日 9:00～17:30
事業内容：Web サイトのダークパターン問題の解決と誠実な Web サイトを増やすための認定制度の運営・教育・提言活動

協会 HP：https://www.ndda.net/
公式 YouTube：
https://youtube.com/channel/UChcNQBonbJidBTFdnqWoMNg?si=pSnStBGGPfwX7BfE

公式 X：https://x.com/nddassociation